

高知工科大学授業料免除制度の審査基準

学業基準

ア 標準修業年限内に卒業が可能であること。

イ 次表に掲げる単位基準判定時までに、次表の単位を修得していること。

学年		単位基準 判定時	単位数
学士 課程	1 年生・ 編入生	2Q 終了時	17 単位以上 ※学期末の集中講義を除く
	2 年	前年度終了時	35 単位以上
	3 年		70 単位以上
	4 年		100 単位以上
修士 課程	1 年	2Q 終了時	7 単位以上 ※学期末の集中講義を除く ※コースにより通年科目が多く、2Q ま でに取得可能な単位数が 7 単位に満た ない場合もあるため、修業年限内での卒 業に支障が無いと見なされる場合は、学 業基準を満たすものと判断します。
	2 年	前年度終了時	15 単位以上

家計基準

詳細は、別紙「授業料免除に係る家計基準（詳細）」を確認してください。

原則として家族の総収入額（所得のある家族（就労者、年金受給者等）の収入の合計）か
ら、特別控除額、必要経費を除いた金額を総所得とし、そこから家族の構成人数ごとに定め
られた収入基準額を差し引いて家計評価額を算出します。家計評価額が収入基準額以下の
場合に当該制度の対象となります。

家計評価額の算出は、申請書類をもとに大学が行いますので、申請者に計算を求めるもの
ではありません。